

6 松農林第594号  
令和6年12月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 ( 42208 )
地域名 (地域内農業集落名)	御厨1 ( 前田 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域等直接支払事業の活用区域では、農業者以外の方を含め農地の保全・管理に努めている。一方、区域外でも営農は行っているものの、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農地の荒廃化のおそれもある。

有害鳥獣被害についてはイノシシやアライグマ等による被害があるが、イノシシについてはワイヤーメッシュ柵等の防護柵を設置しているところでも被害を受けている箇所がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、水稻を中心に飼料作物、繁殖牛などによる農地の利用が行われている。圃場整備を実施している農地や中山間地域等直接支払事業の区域については、地域の担い手への集積・集約化を進め、効率的な営農活動が図れるようにする。その他の農地においても、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。また、高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農地活用方法など、今後も地域内において話し合いを実施していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の担い手等に加え、多様な経営体が農地中間管理機構の事業を活用できるよう取り組む。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

中山間地域直接支払交付金事業を活用し、老朽化した水路や農道等の整備を行う。基盤整備事業については、担い手のニーズに応じて実施を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手への集積を進め、中心的な担い手の育成・確保を図る。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の担い手や若手の農業者が作業を一部受託している状況であり、今後も地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣が深刻であり防護柵の設置、点検を定期的に実施する。併せて捕獲者の若手育成を進める。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。